

被災市町村情報

福島県双葉町

1 市町村の状況等

項目	内容
概要	<p>双葉町は、東に太平洋、西に阿武隈山系をのぞむ、海と山に抱かれた自然豊かな町で、福島県浜通り地方のほぼ中央にあり、双葉郡の北東部に位置する人口約6,200人の町です。</p>
復興状況	<p>東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域と避難解除準備区域に再編され、6年目を迎えた現在もなお全町避難が続いている状況にあります。</p> <p>現在、役場機能は、いわき（いわき事務所）、郡山市（郡山支所）、埼玉県加須市（埼玉支所）に設置しています。</p> <p>町は、平成28年12月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念として、「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・むすびつき」を基本目標に、復興に係る取り組みを加速させ、真の復興、帰還への環境整備を進めています。</p>
ホームページアドレス	<p>http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/</p>
交通	<p>いわき事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用の場合 JR常磐線「植田駅」から徒歩で約5分(約350m) ・自動車の場合 常磐自動車道「いわき勿来IC」から約15分(約7km) <p>郡山支所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用の場合 JR「郡山駅」から路線バスで約10分(約3km) ・自動車の場合 東北自動車道「郡山IC」から約10分(約5km)、又は「郡山南IC」から約20分(約8km) <p>埼玉支所（加須市騎西総合支所内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用の場合 東武伊勢崎線「加須駅」又はJR高崎線「鴻巣駅」から路線バスで「騎西1丁目」バス停留所下車、徒歩約1分。 ・自動車の場合 東北自動車道「加須IC」を出て、約20分(約8km)
放射線情報	<p>埼玉及びいわきは0.1μSv/hを下回っており、郡山においても空間放射線量は落ち着いており、町民も通常の生活を送っております。</p>



2 勤務条件等

項目	内容	
勤務時間	8時30分～17時15分 (休憩時間：12時00分～13時00分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日	
時間外勤務	業務の進捗状況により、無理のない範囲でお願いする場合があります	
年次有給休暇	暦年に20日付与、繰越20日限度。 年の途中で派遣された場合は、20日に前年からの繰越日数を加えて得た日数から、双葉町職員に併任された日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じた日数となります。	
その他の休暇	特別休暇等のその他の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に定めるものとします。	
健康診断	当該年度において、派遣元での健康診断の受診を受診していない場合は、双葉町の事業に基づき実施します。 なお、希望される場合は、帰任の際に、内部被曝検査の受診が可能です。	
旅費の扱い	赴任旅費、帰任旅費は双葉町が支給します。 その他、双葉町の業務に係る旅費は双葉町が支給します。なお、派遣元へ報告等のための一時帰還に係る旅費についても、年4回程度双葉町が負担します。	
被服	作業服は貸与いたします。	
宿舎	舎	原則として、町が借上げた民間賃貸住宅(家電付き)を予定しています。入居料及び光熱水費については、無償となります。
	備品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、カーテン、寝具、電子レンジ、ガスレンジ、照明等を手配いたします。
	駐車場	基本的に駐車場付きを手配しますので、自家用車を所有される場合は、お持ちいただいたほうが便利です。
	通勤手段	入居物件によりますが、自家用車をお勧めします。
	通勤時間	入居物件によりますが、自家用車で15分～30分位の場所に宿舎を手配します。
立地条件	入居物件により多少差異があります。	
単身赴任手当	派遣元自治体の規定に基づき支給していただき、後に双葉町で負担金として精算します。	
寒冷地手当	当町の規定では手当の支給はありません	
災害派遣手当	双葉町支所に滞在する期間の1日につき、3,970円を乗じた額を支給します。	
勤務状況等の報告	勤務状況、健康状況等の報告については、別途、双葉町が指定する「勤務等状況報告書」により報告します。	
経費の精算	12月に概算請求額の照会を行い、年度末に一括精算します。	

3 その他（コメント等）

東日本大震災以降、全国の皆様からの温かいご支援を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。

双葉町は全町避難が継続中であるため、福島県いわき市東田町地内に役場機能の中心としていわき事務所を設置し、郡山市に郡山支所、埼玉県加須市に埼玉支所と役場機能を3カ所に分散して、全国に避難する町民の皆さまのために行政サービスを提供している状況です。

双葉町の現状にご理解を賜りますとともに、当町の一日も早い復旧・復興のため、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

■派遣職員の勤務風景

- ・富山県黒部市役所の南保さん(秘書広報課)



【復興推進課】

- ・新潟県柏崎市役所の廣田さん(右)、福井県美浜町役場の増田さん(左)



【教育総務課】

・茨城県北茨城市役所の吉田さん



・福井県敦賀市役所の柴田さん

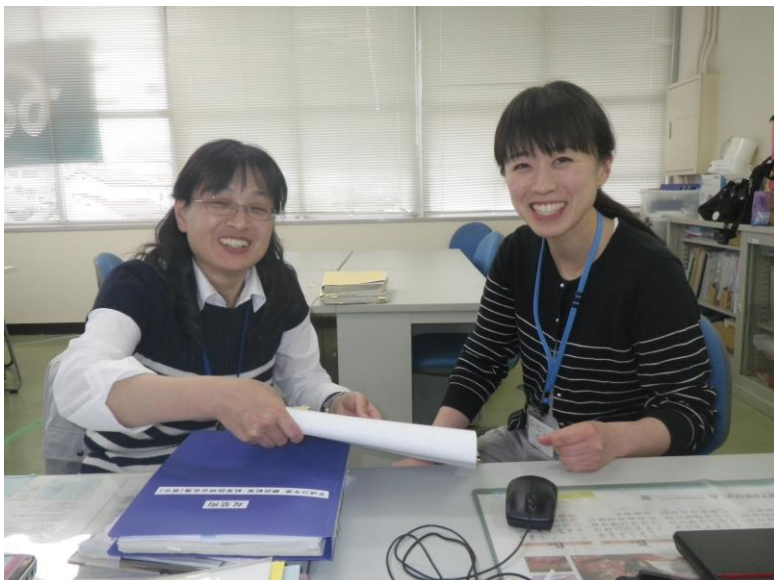


【健康福祉課】

・茨城県高萩市役所の市村さん(左)、福島県任期付職員の砂場さん(右)



・福島県任期付職員の橋本さん(左)



担当者連絡先

所 属 部 課 名	総務課
担 当 者 職 氏 名	主任主査兼行政係長 相楽 定徳
電 話 番 号	0246-84-5201
F A X 番 号	0246-84-5212
メ ー ル ア ド レ ス	soumu@town.fukushima-futaba.lg.jp